

令和8年度介護保険特別会計予算の概要について

資料1

【歳入】

単位：千円

款	項	令和8年度当初予算	令和7年度当初予算	増減額	増減率	構成比	概要
1	保険料	3,010,772	3,003,993	6,779	0.2%	22.2%	●保険給付費及び地域支援事業費に係る第1号被保険者（65歳以上）の負担分。 ※令和8年度：48,516人（予算要求段階の見込み）
	1介護保険料	3,010,772	3,003,993	6,779	0.2%		
2	使用料及び手数料	106	3	103	3433.3%	0.0%	●諸証明の発行手数料等。 ※介護保険（障害者控除対象者認定手数料）に関する諸証明の発行に係る手数料
	1手数料	106	3	103	3433.3%		
3	国庫支出金	2,490,888	2,332,899	157,989	6.8%	18.3%	●国庫負担金については、歳出の保険給付費に対し、施設等分は15%、その他分は20%を国が負担するもの。 ●国庫補助金については、地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）の20%、地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）の38.5%を国が負担するもの。 その他、調整交付金（市町村間の格差調整）、保険者機能強化推進交付金（高齢者の自立支援等に対する取組への支援）、介護保険保険者努力支援交付金（高齢者の介護予防・健康づくり等に対する取組への支援）。
	1国庫負担金	2,222,063	2,137,271	84,792	4.0%		
	2国庫補助金	268,825	195,628	73,197	37.4%		
4	支払基金交付金	3,482,838	3,343,191	139,647	4.2%	25.6%	●保険給付費及び地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）の27%を第2号被保険者が負担するもの。 各医療保険者から支払われた第2号被保険者の介護保険料を社会保険診療報酬支払基金がとりまとめ、全国の介護保険者に分配。
	1支払基金交付金	3,482,838	3,343,191	139,647	4.2%		
5	県支出金	1,970,092	1,889,001	81,091	4.3%	14.5%	●県負担金については、歳出の保険給付費に対し、施設等分は17.5%、その他分は12.5%を県が負担するもの。 ●財政安定化基金については、給付費の増大等により財源に不足が生じた際、貸付を受けるもの。 ●県補助金については、地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）の12.5%、地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）の19.25%を県が負担するもの。
	1県負担金	1,868,274	1,798,752	69,522	3.9%		
	2財政安定化基金支出金	1	1	0	0.0%		
	3県補助金	101,817	90,248	11,569	12.8%		
6	財産収入	1,260	1,040	220	21.2%	0.0%	●介護保険給付費準備基金の運用利子。
	1財産運用収入	1,260	1,040	220	21.2%		
7	繰入金	2,633,383	2,547,705	85,678	3.4%	19.4%	●一般会計繰入金については、歳出の保険給付費の12.5%、地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）の12.5%、地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）の19.25%を一般会計からの繰り入れにより市が負担するもの。 その他、低所得者保険料軽減繰入金（低所得者の介護保険料を公費で軽減するための繰入金）、職員給与費等繰入金（職員の給与費等）、事務費繰入金（事務経費）。 ●基金繰入金については、介護保険料補填のための介護保険給付費準備基金からの繰入金。
	1一般会計繰入金	2,144,466	2,154,521	△10,055	△0.5%		
	2基金繰入金	488,917	393,184	95,733	24.3%		
8	繰越金	1	1	0	0.0%	0.0%	●前年度からの繰越金。
	1繰越金	1	1	0	0.0%		
9	諸収入	2,660	2,167	493	22.8%	0.0%	●市預金利子については、介護保険特別会計の預金利子。 ●雑入については、主に雇用保険被保険者負担金及び緊急時通報システム利用料。
	1延滞金、加算金及び過料	1	1	0	0.0%		
	2市預金利子	1,067	616	451	73.2%		
	3雑入	1,592	1,550	42	2.7%		
	歳入合計	13,592,000	13,120,000	472,000	3.6%	100.0%	

【歳出】

単位：千円

款	項	目	令和8年度当初予算	令和7年度当初予算	増減額	増減率	構成比
1	総務費		439,310	515,551	△76,241	△14.8%	3.2%
	1	総務管理費	356,114	432,834	△76,720	△17.7%	
	2	徴収費	23,357	21,039	2,318	11.0%	
	3	介護認定審査会費	59,839	61,678	△1,839	△3.0%	
2	保険給付費		12,585,651	12,110,829	474,822	3.9%	92.6%
	1	介護サービス等諸費	11,748,074	11,258,301	489,773	4.4%	
	2	介護予防サービス等諸費	195,351	210,435	△15,084	△7.2%	
	3	その他諸費	7,962	7,569	393	5.2%	
	4	高額介護サービス等費	312,252	293,737	18,515	6.3%	
	5	高額医療合算介護サービス等費	44,060	40,632	3,428	8.4%	
	6	特定入所者介護サービス等費	277,952	300,155	△22,203	△7.4%	
3	地域支援事業費		554,085	480,886	73,199	15.2%	4.1%
	1	包括的支援事業費・任意事業費					
		1地域包括支援センター費	169,133	141,160	27,973	19.8%	
		2任意事業費	66,176	63,478	2,698	4.3%	
		3在宅医療・介護連携推進事業費	7,462	7,254	208	2.9%	
		4認知症総合支援事業費	667	653	14	2.1%	
		5生活支援体制整備事業費	82	100	△18	△18.0%	
		6地域ケア会議推進事業費	302	222	80	36.0%	
	2	介護予防・日常生活支援総合事業費					
		1介護予防・生活支援サービス事業費	300,087	257,924	42,163	16.3%	
		2一般介護予防事業費	10,176	10,095	81	0.8%	
4	基金積立金		1,260	1,040	220	21.2%	0.0%
	1	基金積立金	1,260	1,040	220	21.2%	
5	諸支出金		6,694	6,694	0	0.0%	0.0%
	1	償還金及び還付加算金	6,693	6,693	0	0.0%	
	2	繰出金	1	1	0	0.0%	
6	予備費		5,000	5,000	0	0.0%	0.0%
	1	予備費	5,000	5,000	0	0.0%	
	歳出合計		13,592,000	13,120,000	472,000	3.6%	100.0%

概要
●一般管理費（給与費、手当等）、一般管理業務経費（消耗品、封筒等の印刷製本費、郵送料、電算委託料、OA機器の借上料等）、運営協議会事業（本協議会の委員報酬）、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業（第10期計画）に要する経費。
●第1号被保険者の介護保険料の賦課徴収に要する経費（納入通知、還付通知、電算業務委託料等）。
●介護認定調査及び介護認定審査会の運営経費。
●要介護被保険者が利用した介護サービスについての保険給付費。
●要支援被保険者が利用した介護予防サービスについての保険給付費。
●国保連合会にて行われる介護サービス給付費等に係る審査手数料。
●利用者負担が一定額を超えて介護（予防）サービスを利用した要介護（支援）被保険者に高額介護（予防）サービス費を支給するための経費。
●医療及び介護の利用者負担額が一定額を超えた要介護（要支援）被保険者に、高額医療合算介護（予防）サービス費を支給するための経費。
●低所得の要介護（支援）被保険者が介護保険施設に入所したときや、短期入所サービスを利用したときの食費・居住費の補足給付に要する経費。
●地域包括支援センターの運営及び高齢者の総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行うための経費。
●高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、被保険者及び要介護者等を介護する者等に対し、必要な支援を行うための経費。
●医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するための経費。
●認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、認知症高齢者等を支援するための経費。
●高齢者の身の回りの生活行動を支援する生活支援サービスについて、利用者の利便性の向上のためのネットワーク化に要する経費。
●地域ケア会議の推進に要する経費。
●要支援者等に対し、自立した日常生活が送れるように介護予防ケアマネジメントを行い、多様なサービスを提供するために要する経費。
●65歳以上の高齢者を対象に、身近な地域の中で生活機能の維持または改善を図るため、介護予防知識の普及啓発、地域における介護予防活動の育成支援等に要する経費。
●介護保険給付費準備基金への積立金。
●納めすぎとなった過年度の介護保険料の還付金。
●一般会計への繰出金。